

勾当台エリアビジョン策定検討懇話会の運営について（案）

1 会議の公開について

(1) 公開・非公開について

会議は原則公開とする。ただし、次の場合には、座長が委員に諮り、非公開とすることができる。

ア 個人に関する情報で特定の個人を識別しうるものを扱う場合

イ 政策形成過程における情報で、公開することにより、事務事業の適正な執行に支障が生じるおそれがある情報を扱う場合

ウ その他非公開とすることに相当の理由がある場合

非公開と定めた場合は、その理由を明確にするものとする。

(2) 公開方法について

公開は会議の傍聴を認めることにより行うこととし、その定員等については、会場の制約等を勘案し、その都度座長が定めるものとする。

(3) 傍聴者の遵守事項について

公正かつ円滑な会議の運営を確保するため、傍聴に係る遵守事項を裏面のとおりに定める。遵守事項に違反した者、危険物を所持している者、酒気を帯びている者又はその他座長が会場内の秩序の維持に支障を及ぼす恐れがあると認める者は、会議を傍聴することができない。

2 議事録の作成について

(1) 議事録は、事務局である仙台市まちづくり政策局政策調整課にて作成する。

(2) 議事録には次の事項を記載する。

ア 開催年月日、開会及び閉会時間

イ 出席委員の氏名

ウ 説明のために出席した市職員の職氏名

エ 議事の経過

オ その他必要な事項

(3) 議事録には座長及び座長が指名した委員1名が署名する。

3 座長代理の指名について

(1) 勾当台エリアビジョン策定検討懇話会設置要綱第4条及び第4条の2の定めにより、懇話会に座長代理を置き、座長が指名した委員1名をもってこれに充てる。

(2) 勾当台エリアビジョン策定検討懇話会設置要綱第4条の4の定めにより、座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員等の会議への出席について

勾当台エリアビジョン策定検討懇話会設置要綱第5条の2及び第5条の3における委員等の出席について、委員等は、予め座長に申し出ることにより、遠隔地からWEB会議システム等を用いて出席することができる。

会議の傍聴に際し、守っていただきたい事項

勾当台エリアビジョン策定検討懇話会

会議の円滑な運営を図るため、会場では以下の事項を守ってください。

- 1 会議中は静かに傍聴し、拍手をしたり発言をしたりなど、会議の進行を妨げるような行為をしないこと
- 2 鉢巻きや腕章の類をするなど、示威的な行為をしないこと
- 3 飲食または喫煙をしないこと
- 4 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会議の同意を得た場合はこの限りではない
- 5 他の傍聴人の迷惑になるような行為を行わないこと
- 6 その他、会場の秩序を乱し、または会議を妨害するような行為をしないこと
- 7 係員から指示があった場合は、速やかに従うこと

以上の事項に違反した場合は、退場していただく場合があります。

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、以下の事項に該当する方は、傍聴をご遠慮いただきます。

- 発熱やのどの痛み、咳が長引く（1週間前後）、息苦しさ、強いだるさ、味覚・嗅覚に異常などの症状がある方
- 2週間以内に海外（感染流行国）または国内の感染流行地域（クラスター発生場所等）へ旅行・出張した方

また、以下についてご協力をお願いします。

- 適切な感染拡大防止策を講じるための、傍聴者受付における氏名・連絡先の記入
- 手指消毒やマスク着用、咳エチケットの励行
（会場内は換気を行う他、傍聴席の間隔も一定の距離を確保します）